第１章
犯罪被害者等施策の総合的かつ計画的な推進

第１節　我が国の犯罪被害者等施策の経緯等

(1)　犯罪被害者等基本法制定以前の取組

第二次世界大戦後の我が国における犯罪被害者等のための施策としては、「自動車損害賠償保障法」の制定、証人威迫罪の新設などが挙げられるが、これらは、犯罪被害者等のための施策という側面はあるものの、運輸施策、治安対策といった性格のものであった。

昭和55年、いわゆる三菱重工ビル爆破事件（49年）がきっかけとなり、公的な経済支援制度の確立を求める声が高まったことを受け、「犯罪被害者等給付金支給法」が制定された。同法によって創設された犯罪被害給付制度は、通り魔殺人などの故意の犯罪行為の被害者等に対して、給付金を支給することによって、犯罪被害者等の精神的、経済的打撃の緩和を図ろうとするものであり、本制度は、「犯罪被害者等のため」という視点を正面に据えた初めての施策であった。また、国際的にも、被害者支援を求める声が高まっており、60年（1985年）には、国連総会において「犯罪及び権力濫用の被害者のための司法の基本原則宣言」が採択された。

平成に入ると、様々な被害者支援の動きが活発化してきた。平成８年には、警察庁が被害者対策要綱を策定し、被害者対策が警察の本来の業務であることが明確にされた。11年には、検察庁において、裁判結果などを犯罪被害者等に対して通知する、被害者等通知制度が導入され、また、政府に「犯罪被害者対策関係省庁連絡会議」が設置された。同連絡会議は、12年、「犯罪被害者対策関係省庁連絡会議報告書～犯罪被害と当面の犯罪被害者対策について～」を取りまとめた。さらには、同年、いわゆる「犯罪被害者等保護二法」が制定され、刑事手続における被害の回復に役立つ措置の導入が図られた。13年には、「犯罪被害者等給付金支給法」の改正により、犯罪被害給付制度が拡充され、犯罪被害者等早期援助団体の指定が新設された。

以上のような施策の展開は、犯罪被害者等から一定の評価を得たが、犯罪被害者等が求める総合的な取組とはなお隔たりがあった。

(2)　犯罪被害者等基本法の制定

総合的な取組を求める犯罪被害者等の声に応えるべく、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会の実現に向け、政治主導による基本法制定の動きが始まり、平成16年12月１日、犯罪被害者等基本法（以下「基本法」という。）が議員立法により成立、17年４月１日、施行された。

基本法は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めることなどにより、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的としている。

基本法において、政府は、総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱など（犯罪被害者等基本計画。以下「基本計画」という。）を定めることとされた。また、基本法施行に伴い、内閣府に、特別の機関として、犯罪被害者等施策推進会議（以下「推進会議」という。）が置かれた。

基本法の概要

■目的■（第１条：犯罪被害者等の権利利益を保護）
○犯罪被害者等のための施策に関する基本理念を規定
○国・地方公共団体・国民の責務、施策の基本事項を規定
　→犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進

■対象■（第２条：犯罪被害者等）
○犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為）の被害者、その家族・遺族

■基本理念■（第３条）
○犯罪被害者等は個人の尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する
○被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況等の事情に応じた適切な施策を講じる
○再び平穏な生活を営めるまでの間、途切れることなく支援を行う

■国・地方公共団体・国民の責務、関係団体も含めた連携協力等■（第４～７条）

■基本的施策■（第11～23条）

■基本的施策■
○相談及び情報の提供等（第11条）
○損害賠償の請求についての援助等（第12条）
○給付金の支給に係る制度の充実等（第13条）
○保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第14条）
○犯罪被害者等の再被害防止及び安全確保（第15条）
○居住及び雇用の安定（第16～17条）
○刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等（第18条）
○保護、捜査、公判等の過程における配慮等（第19条）
○国民の理解の増進（第20条）
○調査研究の推進等（第21条）
○民間の団体に対する援助（第22条）
○意見の反映及び透明性の確保（第23条）

■犯罪被害者等基本計画■
○総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱
○施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

第２節　政府全体の推進体制の概略

(1)　犯罪被害者等施策推進会議

推進会議は、①基本計画の案の作成、②犯罪被害者等のための施策に関する重要事項の審議、③犯罪被害者等のための施策の実施の推進、④犯罪被害者等のための施策の実施の状況の検証・評価・監視を行う機関であり、会長（内閣官房長官）と委員10人（閣僚委員・有識者委員）から構成される。また、これら10人の委員のほか、関係行政機関の職員と有識者のうちから専門委員を任命することができることとされており、12人の専門委員が選任されている。